

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇治田原町長 勝 谷 聡 一

市町村名 (市町村コード)	宇治田原町 (263443)	
地域名 (地域内農業集落名)	宇治田原町全域	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月10日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

○本町は中山間地域に位置し、山の急傾斜地などに茶園が広がり、その裾付近からの平坦部に田畑がある。急傾斜地での茶生産は高齢農家の負担となるため、また、優良品種への改植、乗用型摘採機の利用など、茶業経営を継続する上で、茶園の平坦部への移行や緩傾斜化が課題となっている。

○「日本緑茶発祥の地」である本町では、担い手の多くは茶生産農家やその後継者であり、近年では主にキュウリ・九条ネギを栽培する新規就農者を確保できているものの、他は兼業農家であり、高齢化による担い手不足が危惧されている。

茶業への新規就農者を確保するためには、経営継承の在り方や茶工場を持たない茶生産農家と製茶工場を持つ茶農家との連携などのシステムづくりの継続が課題である。また、キュウリや九条ネギは新規就農による担い手が多いものの、農地が点在し、作業効率が悪く、湿田のところもあり、団地化・畑地化が課題である。

加えて、兼業農家、飯米農家や水稻及び自家野菜の生産が中心で、地域の農地を守る上で重要な役割を担っているが、高齢化により、耕作、草刈り、農道や水路の維持管理などが年々できなくなることが課題である。

○農家の高齢化に加え、鳥獣被害による耕作意欲の低下により、とりわけ耕作不利用地では荒廃化が進んでいる。

鳥獣被害防止柵の設置などハード面での対策と鳥獣被害防止柵の管理や作物残さの除去、地域での追い払い活動の実施など鳥獣を近づけない取組(ソフト面)が必要であるが、地域でこれらの取組の活動強化が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

○基幹作物である茶業経営は、計画的な改植により優良品種を導入するなどの高品質化と急傾斜地にある茶園を平坦部に移し、又は緩傾斜化し、乗用型摘採機等の導入を図るなど省力化を進め、伝統と先進的な技術を組み合わせた茶産地を目指す。また、海外市場に目を向け、茶の有機栽培を推奨していく。

○収益性の高い野菜などの作付けを推進するため、水田の畑地化を進めるとともに、キュウリ・九条ネギを栽培する若手の担い手に農地を集積・集約化し、作業の効率化を進め、引き続き新たな本町のブランド野菜として推奨していく。

○水稻については、兼業農家・飯米農家を中心に作付け、作業受託組織の協力を得ながら地域の農地保全に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	530.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	271.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

下記のいずれかに該当する農地 ・農振農用地 ・日本型直接支払推進交付金対象農地 ○中山間地域等直接支払交付金対象農地 ○環境保全型農業直接支払交付金対象農地 ○多面的機能支払交付金対象農地 ・鳥獣被害防止総合対策整備交付金事業(防護柵)を活用した農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針
認定農業者・認定新規就農者を中心に集積・集約化を進めるため、農業委員・農地利用最適化推進委員を核とした話し合いの場を設定するとともに、農地中間管理事業を活用する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
町・農業委員会・機構現地推進役等が十分に連携を図るとともに、所有者の意向と担い手の経営意向を踏まえつつ、地域での話し合い・合意形成を基に、より円滑に農地中間管理事業を進めていく。 また、町外からの就農希望者の確保等について、中間管理機構のネットワークを活用し、情報収集等を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
改植等により茶畑の緩傾斜化を図り、乗用型摘採機の導入を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、京都府山城北農業改良普及センター、JA及び町が連携し、相談から定着まで切れ目なく支援・育成していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
水稻においては、受託作業を行っている「ハートのまちのブランド米生産協議会」の加入メンバー等の作業受託組織等への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☒ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策として、国補助金を活用した鳥獣被害防止柵の整備を進めるとともに、とりわけ住宅付近まで出没しているサル対策については、町HPIによる出没情報の周知に加え、地域内での連絡網の整備など、追払い体制の整備を進める。
- ②④宇治茶ブランドを活用した輸出力を高めるため、お茶の有機栽培を進めていく。
- ④水田活用直接支払交付金(畑地化促進助成)等を活用し、水田の畑地化を進める。
- ⑦高齢化等による農地の荒廃を防止するため、除草作業の宇治田原町シルバー人材センターへの委託を勧奨する。
- ⑧国・府・町補助金等を活用し、農業用施設の機器の更新等に努める。